

新型コロナウイルス感染拡大防止のための埼玉県立大学研究活動指針（2023. 2. 28改定）

研究活動レベル	S	A	B	C	D	E
	通常	一部制限	制限-小	制限-中	制限-大	構内活動の原則停止
<p>研究活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 各研究者は、研究活動の指針を考慮して、自身の研究活動の最終判断を行う。 詳細は別表 1～4 を参照する 		<p>感染拡大に最大限の配慮をして、研究活動を実施</p>	<p>感染拡大に最大限の配慮をして、研究活動を実施することが可能</p>	<p>感染拡大に最大限の配慮をしつつ、研究活動を続行できるが、研究責任者は、学生・研究員・研究補助者の現場での滞在時間を減らすことを検討</p>	<p>感染拡大に最大限の配慮をしつつ、研究活動を続行できるが、研究責任者は、自身、ならびに学生・研究員・研究補助者の現場での滞在時間を最大限減らすことを検討</p>	<p>研究機能の最低限の維持のために、管理者（施設管理者）、及び共同実験施設管理者などの許可の下で、消毒、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保守などを目的に、一時的に入室する研究スタッフ*のみの立ち入りが可能</p> <p>* 研究スタッフ：研究責任者・研究分担者</p>